

静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、県内スタートアップ（以下「SU」という。）の成長を加速させるため、静岡県が認定するベンチャーキャピタル（以下「VC」という。）から投資を受けたSUに対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「SU」とは、革新的なアイデアなどで新たな価値を生み出し急成長を目指す企業をいう。

2 この要綱において、「ファンドサポート事業」とは、県内SUに対するVCからの資金調達の活性化を通じて、県内SUの成長を支援する事業をいう。

3 この要綱において「認定事業」とは、次に掲げる事項の全てに該当し、公益性の高い事業として、静岡県ファンドサポート事業交付金交付審査会（以下「交付審査会」という。）が審査し、支援対象として知事が認める事業をいう。

- (1) 別表1に定める事業分野のいずれかに該当する事業であること。ただし、別表2に定める事業を除く。
- (2) 事業の期間が、2年以下であること。ただし、知事はその内容を審査し認める場合は、1年以内の範囲で延長をすることができる。

4 この要綱において「認定VC」とは、SUへの投資機能及び事業化支援機能を有する事業者（ベンチャーキャピタル及びシードアクセラレーター等）であり、知事が認定した事業者をいう。

5 この要綱において、「投資」とは、認定VCからSUへの出資をいう。

(対象事業者)

第3条 静岡県ファンドサポート事業交付金は、申請時点において、別表3に掲げる区分に応じて要件を全て満たすものに交付する。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付申請をしようとするときは、次に掲げる全ての書類を、知事が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 申請者の概要資料
- (3) 事業提案書
- (4) 利害関係者の確認
- (5) 事業計画、資金計画が分かる書類
- (6) 会社定款及び登記事項証明書、これらに相応する書類（写し可）
- (7) 決算関係書類（直近3期分）
- (8) 拠点進出に関する誓約書（申請時点において、申請者が県内に事務所を有しない場合に限る。）
- (9) 人員配置に関する誓約書
- (10) 本社の所在する都道府県の都道府県税納税証明書（未納がないことを証する書類）（直近1期分）

- (11) 認定VCから投資を受けていることが分かる書類、投資をまだ受けていない場合には認定VCが作成した投資意向確認書
- (12) 投資等に係る契約書、契約締結前の場合には契約書案、その他投資等を受けることがわかる書類（写し可）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（交付金対象経費）

第5条 交付金の対象となる経費は、別表4で掲げる経費であって、当該認定事業の実施に必要であると知事が認めるものとする。

2 認定事業を実施するための経費は、最も安価かつ効果的に活用するよう努めなければならない。

（交付限度額）

第6条 交付金の額は、予算の範囲内で、別表3に掲げる額をそれぞれ上限として交付する。ただし、交付金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

（善管注意義務）

第7条 事業者は、善良な管理者の注意をもって、第1条の目的に従い、交付金を受けて取得又は効用が増加した財産を管理しなければならない。

（交付決定及び通知）

第8条 知事は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をするものとする。

3 知事は、交付決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件並びに前項による修正事項を、交付申請をした者に対し、通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 知事は、交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 交付金は、認定事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 善良な管理者の注意をもって、第1条の目的に従い、交付金を受けて取得又は効用の増加した財産を管理し、担保に供してはならない。
- (3) 県税の滞納をしてはならない。
- (4) 認定事業に関わる経理と他の経理は明確に区別しなければならない。
- (5) 認定事業をその計画の途中で中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (6) 前号に掲げるもののほか、認定事業の実施期間及び内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。

ア 交付確定額の20%以下の金額での科目の配分変更を行う場合

イ 200万円を超えない範囲で科目を新規に設ける場合

ウ 事業の内容及び事務能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

エ 事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、更に能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合

- (7) 認定事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (8) 交付金交付後、認定事業終了まで毎年度、第18条に定める実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- (9) 認定事業は、前条の規定により決定した期間内に着手すること。ただし、知事が認めた場合この限りでない。
- (10) 認定事業終了後、第20条に定める認定事業収支報告書（様式第8号）及び認定事業終了報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- (11) 認定事業終了後、交付金の残金があるときは、県に納付しなければならない。
- (12) 交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間、第17条に定める実施状況報告書（様式第6号）により当該認定事業の実施状況を県に報告し、当該認定事業の成果に基づく収益（吸収・合併により得た収益を含む）が生じたときは、交付された交付金の額を上限とする本県への寄附又は本県SUの成長に寄与する事業への協力をすること。ただし、実施状況報告書は、認定事業者の状況や認定事業の進捗状況を考慮し、知事が提出を免除することを認めた場合この限りでない。
- (13) 交付金の交付の取消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該変換の期限までに納付しなかったときは、加算金又は遅延損害金を県に納付する。
- (14) 交付金の返還を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、他の交付すべき交付金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (15) 事業者は、認定事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間、保管しなければならない。
- (16) 前各号に定めるもののほか知事が必要と求める事項。

（申請の取下げ）

第10条 交付金の交付申請をした者は、第8条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受領した日から起算して7日経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（投資の報告）

第11条 事業者は、認定VCから投資を受けたときは、直ちに投資報告書（様式第3号）にその額を証明する書類を添えて知事に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第12条 知事は、前条の規定による投資報告書（様式第3号）を受けたときは、その内容を確認し、投資が

交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業者に通知するものとする。

(交付金の請求等)

第13条 前条の規定による交付確定を受けた事業者が、交付金を請求しようとするときは、交付請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第14条 知事は、前条に規定する交付金の請求について、内容を確認した後、事業者に対し、当該請求書を受理した日の翌日から30日以内に当該請求に係る交付金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、第11条の規定による報告を受けた場合において、投資が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を採るべきことを事業者に対して指示するものとする。

(事業変更等)

第16条 第9条第5号及び第6号の規定に基づく承認の申請は、次の書類を知事へ提出して行わなければならない。

- (1) 事業変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 変更事業計画
- (3) 変更事業収支予算書

2 知事は、前項の規定により事業変更承認申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を通知するものとする。

(実施状況報告)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対して、知事が必要と認める期間の事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告は、実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、事業の実施状況をいつでも実地調査することができる。

4 知事は、実施状況について、認定事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対してこれを遂行するための措置を採るべきよう、是正の指示をするものとする。

(実績報告)

第18条 事業者は、認定事業の会計年度を4月1日から翌年3月31日までとし、毎年度の事業の実施状況について、実績報告書（様式第7号）を事業年度の翌年度の5月末日までに提出しなければならない。

(実績報告の審査及び指示)

第19条 知事は、実績報告書を審査し、認定事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これを遂行するための措置を採るべきよう、是正の指示ができるものとする。

2 知事は、審査の結果を事業者に対して通知するものとする。

(ファンドサポート事業終了報告書)

第20条 事業者は認定事業が終了したときは、認定事業収支報告書（様式第8号）及び認定事業終了報告書（様式第9号）に必要な書類を添付し、当該事業が終了した日から起算して2月を経過した日までに知事へ提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査するものとする。

3 知事は、前項の規定による審査の結果、認定事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対してこれに適合させるための措置を採るべきよう、是正の指示をするものとする。

4 知事は、審査の結果を事業者に対して通知するものとする。

(事業化の報告)

第21条 事業者は、第12条の規定による通知を受けた日から10年間、当該認定事業に係る1年間の事業化状況について、事業化状況報告書（様式第10号）により提出しなければならない。

2 前項に定める報告書は、事業者の毎会計年度決算確定の日の翌日から起算して20日を経過した日以内に提出しなければならない。

3 第1項に定める報告書は、認定事業者の状況や認定事業の進捗状況を考慮し、知事が提出を免除することを認めた場合この限りでない。

(寄附等の協力)

第22条 知事は、前条の最終報告書により、事業者に相当の収益が生じた場合には、交付された交付金の額を上限とする本県への寄附又は本県SUの成長に寄与する事業への協力を求めることができる。

(事業者の責に帰すべき事由による決定の取消し)

第23条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 交付金を他の用途に使用をしたとき。

(2) 認定事業に関して、不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

(3) 事業者が第15条の規定による知事の是正指示に従わなかったとき。

(4) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分に違反したとき。

(5) 事業者が法人格を失ったとき、又は解散したとき。

(6) 事業者が第9条第5号の規定により、認定事業の中止又は廃止の申請をしたとき。

- (7) 事業者が第17条第3項による必要な調査に応じなかったとき。
 - (8) 事業者が第29条第2項による必要な調査に応じなかったとき。
 - (9) 県内事務所を休止又は廃止したとき。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、交付金を交付することが不適当であると知事が認めたとき。
- 2 前項の規定は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間においても適用があるものとする。
- 3 第1項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取消しする場合は、事業者に対して通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、事業者に対してその返還を命じるものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

- 第24条 知事は、交付決定をした場合において、その後の天災地変等、事業者の責めに帰することができない事情の変更により特別の必要が生じたときは、その内容を審査し、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付した金額のうち既に当該事業を実施した部分については、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定による交付決定の取消しにより特別に発生した事業に対しては、次に掲げる経費に限り、交付金を交付するものとする。この場合において、第25条第1項又は第2項の規定により、既に交付した交付金を納付させるときは、当該納付する交付金とを相殺することができる。
- (1) 認定事業に係る機械、器具及び仮設物等の撤去その他の残務処理等に要する経費
 - (2) 認定事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 3 第1項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消しする場合は、事業者に対して通知するものとする。
- 4 第1項の規定により交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する場合は、事業者に対して通知するものとする。

(交付金の残額の取扱)

- 第25条 知事は、第23条第1項及び第24条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、交付の取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、事業者に対し、期限を定めて当該交付金を県へ納付させるものとする。
- 2 知事は、第9条第11号の規定により事業者に県への納付義務が生じたときは、事業者に対し、期限を定めて県へ納付させるものとする。
- 3 前2項の規定により事業者に対し、交付金を県へ納付させるときは、事業者に対して通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

- 第26条 事業者は、第23条第1項の規定により交付決定の取消を受け、交付金の返還の請求を受けたときは、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 事業者は、交付金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還の請求を受けた交付金の額に達するまではその納付金額は、まず当該返還の請求を受けた交付金の額に充てられたものとする。
- 6 第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 7 知事は、事業者が第1項又は第2項の規定により交付金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の交付金の一時停止等)

第27条 知事は、事業者が交付金の納付の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき交付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付金と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第28条 事業者は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は、認定事業により取得し、又は効用の増加した財産について、認定事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。

- 2 事業者は、認定事業の完了後においても、知事が必要と認める場合は、財産の利用状況について、報告しなければならない。

(認定事業の経理等)

第29条 事業者は、認定事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 知事は、必要と認める場合は、交付金の使途及び帳簿等について、いつでも実地検査することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

第30条 事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）上の課税事業者である場合において、交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (i) 交付の申請にかかる消費税仕入控除税額等の減額

当該交付金にかかる消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に交付金所要額を交付対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを交付金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該交付金にかかる消費税仕入控除税額等が明らか

でない場合はこの限りではない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかな場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した場合において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならない。

（審査会）

第31条 知事は、次に掲げる審査をするため、静岡県ファンドサポート事業交付金審査会を開催することができる。

- (1) 第2条第3項に定める認定事業の認定
- (2) 第8条第1項に定める交付申請に関する審査
- (3) 第16条第2項に定める事業変更承認申請に関する審査
- (4) 第20条第2項に定める認定事業収支報告書及び認定事業終了報告書に関する審査
- (5) 第23条第1項に定める事業者の責に帰すべき事由による決定の取消しに関する審査
- (6) 第24条第1項に定める事情変更による交付決定の取消し等に関する審査

（公開）

第32条 事業者は、この要綱に基づき静岡県へ提出された書類については、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）に基づき、公開又は、非公開を決定するものとする。

（協議事項）

第33条 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、事業者は県と協議の上、業務を進めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年度分の交付金から適用する。

別表 1

事業分野	
次世代産業関連プロジェクト関連分野	
	ファルマバレープロジェクト関連分野
	静岡ウェルネスプロジェクト関連分野
	フotonバレープロジェクト関連分野
	次世代モビリティ（次世代自動車、航空・宇宙）関連分野
	ふじのくに CNF プロジェクト関連分野
	Ma0I プロジェクト関連分野
	A0I プロジェクト関連分野
	Cha0I プロジェクト関連分野
	IC0I プロジェクト関連分野
	FA0I プロジェクト関連分野
	その他の次世代産業振興策（半導体関連、医療・福祉機器、ロボット関連、環境・新エネルギー関連）
県内企業との協業や地域の課題解決に資する分野	

別表 2

認定事業の対象外とする事業
特定の政治、宗教、選挙活動に関する事業
公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
他の法令に抵触する事業又は業務上必要な許可等が取得できない事業
調査・研究のみの事業
ハード事業（建物、道路、その他構築物等の建設を目的とした事業）。 ただし、ソフト事業に付随するハード整備のうち知事が必要と認めるものについては除く。
イベント開催のみの事業

別表 3

区分	対象事業者の要件	交付金の額の上限
シード 枠	(1) 国内に事務所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であること。 (2) 県内に本社又は主たる事業所を置き、県内において認定事業を実施しようとするものであること。 (3) 認定VCからの投資又は投資意向確認書を受けていること。 (4) 都道府県税を完納していること。 (5) 当該年度において、県から同種の補助金の交付を受けていないこと。 (6) 過去3年以内において、第23条第1項の規定による交付決定の取消しを受けたことがないこと。 (7) 次のアからエのいずれにも該当しない者であること。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77	認定VCからの出資額と2倍以下とし、第5条第1項に定める経費の3分の2以内の額のうち、1,000万円を上限とする。

	号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。) イ 暴力団員等(暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者 エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの (8) 交付決定の日から1年以内に、認定事業を実施する事業責任者が県内事務所に常駐する予定であること。 (9) 静岡県ファンドサポート事業交付金の交付を受けていないこと。 (10) 起業から5年以内で、具体的な技術シーズを有し、研究開発を実施するSUであること。ただし、技術開発の要素の薄いものや、既存市場を活用するだけのものは対象外とする。	
一般枠	(1) 国内に事務所を有する中小企業者であること。 (2) 県内に本社又は主たる事業所を置き、県内において認定事業を実施しようとするものであること。 (3) 認定VCからの投資又は投資等意向確認書を受けていること。 (4) 都道府県税を完納していること。 (5) 当該年度において、県から同種の補助金の交付を受けていないこと。 (6) 過去3年以内において、第23条第1項の規定による交付決定の取消しを受けたことがないこと。 (7) 次のアからエのいずれにも該当しない者であること。 ア 「暴力団」 イ 暴力団員等 ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者 エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの (8) 交付決定の日から1年以内に、認定事業を実施する事業責任者が県内事務所に常駐し、かつ、交付決定の日から2年以内に県内事業所において、正社員を新規で雇用又は役員を新たに配置する予定であること。 (9) シードを除く静岡県ファンドサポート事業交付金の交付を受けていないこと。	認定VCからの出資額と同額以下とし、第5条第1項に定める経費の2分の1以内の額のうち、4,000万円を上限とする。

別表4

区分	科目
I. 売上原価・製造原価	1. 仕入代金
	2. 材料費
	3. 外注費

	4. 労務費
	5. 経費
Ⅱ. 販売費及び一般管理費	1. 人件費
	2. 消耗品費
	3. 旅費
	4. 研究開発費
	5. その他経費
Ⅲ. その他固定資産取得費等	1. 土木・建築工事費
	2. 機械装置等製作・購入費
	3. 改造修理費

※ すべて認定事業に係る経費とする。

※ 支払いを証明することができないものは対象外経費とする。

様式第 1 号（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

静岡県ファンドサポート事業交付金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

連絡先 TEL

静岡県ファンドサポート事業交付金の交付を受けたいので、静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 申請区分（1 つを選択）

〔 シード枠 、 一般枠 〕

2 事業の名称

3 事業の実施時期 年 月 ～ 年 月

4 交付申請金額 円

5 国、県その他公共団体及び財団法人、社団法人その他民間機関からの補助金等の支援の有無
又は受ける予定の有無

有 （補助金等を支給する機関） 無

4 県税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

☐ 静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱第 4 条第 10 号の規定により、県において、
交付金交付申請者の県税の納付状況について確認することに同意します。

5 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

□ 静岡県ファンドサポート事業交付金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 暴力団員等(暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

(2) 静岡県が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

様式第2号（用紙日本産業規格A4縦型）

静岡県ファンドサポート事業交付金交付申請取下書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

※代表者の署名又は記名押印

連絡先 TEL

年 月 日付け 第 号により交付決定のありました下記の静岡県ファンドサポート事業交付金について、静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱第10条第2項の規定により申請の取り下げをします。

記

1 認定事業の名称

2 交付決定金額 円

様式第3号（用紙日本産業規格A4縦型）

投資報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

連絡先 Tel

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった認定事業について、次のとおり投資を受けましたので、静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱第11条の規定により、関係資料を添えて報告します。

記

1 認定事業の名称

2 出資者

所在地

氏名・名称

代表者氏名

連絡先

3 出資金額

円

4 交付決定金額

円

5 口座名義人

6 その他

※添付書類

- ・ 通帳表紙のコピー（銀行等の口座番号と口座名義人がわかるもの）
- ・ 出資者から出資金額の振り込みを受けたことが確認できる通帳部分のコピー

様式第 4 号（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

静岡県ファンドサポート事業交付金交付請求書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により交付確定した交付金について、静岡県ファンド
サポート事業交付金交付要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

交付請求額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金	¥								

下記口座へ振込みを依頼します。

金融機関	銀行 金庫 営業部 支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 ()
口座番号	
口座名義人	フリガナ

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者職・氏名

作成者職・氏名

様式第 5 号（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

事業変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

連絡先 Tel

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた静岡県ファンドサポート事業交付金の事業を次のとおり変更したいので、静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 認定事業の名称

2 変更の内容

（承認を受けようとする交付金の額、事業計画又は、収支予算など）

3 変更の理由

様式第 6 号（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

年度 実施状況報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

連絡先 TEL

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた静岡県ファンドサポート事業交付金について、静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり実施状況を報告します。

記

1 認定事業の名称

2 対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 認定事業の実施状況

4 認定事業の収支状況

様式第 7 号（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

年度 実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

連絡先 TEL

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた静岡県ファンドサポート事業交付金について、静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱第 18 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績報告をします。

記

1 認定事業の名称

2 認定事業の実施状況

3 認定事業の収支状況

様式第 8 号（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

認定事業収支報告書

1 収入の部

単位：円

年度	区分	決 算 額	予 算 額	比 較		備 考
				増	△減	
	交付金					
計						

2 支出の部

年度	区分	決 算 額	予 算 額	比 較		備 考
				増	△減	
計						

※ 収支が証明できる書類を添付してください。

様式第 9 号（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

認定事業終了報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
団体の名称
代表者氏名
連絡先 Tel

認定事業が終了しましたので、静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

認 定 事 業 名	
実 施 時 期	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
実 施 場 所	
事 業 の 成 果 (事業の成果及び 収支が分かる資 料を添付)	*具体的に記入
備 考	

様式第 10 号（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

年度 事業化状況報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

連絡先 TEL

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた静岡県ファンドサポート事業交付金について、静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱第 21 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり事業化報告します。

認 定 事 業 名	
実 施 時 期	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
事業化の状況	*具体的に記入
今後の スケジュール	

様式第 11 号（用紙日本産業規格 A 4 縦型）

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

連絡先 Tel

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた交付決定を受けた静岡県ファン
ドサポート事業交付金に係る消費税仕入れ控除税額等が確定したので、静岡県ファン
ドサポート事業交付金交付要綱第 30 条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり報告します。

1 交付金の決定額

金 円

2 交付申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入れ控除税額等

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

金 円

4 交付金金返還相当額（3 の額から 2 の額を差し引いた額）

金 円

5 添付書類

4 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の内訳を確認するための書類
（消費税確定申告書及びその添付書類の特定収入割合等を算出した計算表の写し等）

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者職・氏名

作成者職・氏名